

監査結果に基づく措置通知

令和5年度定期監査・行政監査

さぬき市監査委員

令和5年度定期監査・行政監査結果に基づく措置通知一覧

結果 No.	区分	項目	対象組織	ページ
1	指導注意 事項	職員に対する接遇研修の推進について	総務部 秘書広報課	P1
2	指摘事項	支払遅延伝票の解消について	健康福祉部 幼保こども園課 教育委員会事務局 学校教育課	P2
3	検討事項	地域における防災力の強化について	総務部 危機管理課	P3、4
5	委員意見	観光事業のPR活動について	建設経済部 商工観光課	P5
6	検討事項	時間外勤務の平準化について	総務部 総務課・秘書広報課 建設経済部 都市整備課 教育委員会事務局 教育総務課	P6、7
7	指摘事項	USBの取扱いについて	健康福祉部 幼保こども園課	P8
8	指摘注意 事項	避難訓練実施に伴う報告書の作成について	健康福祉部 幼保こども園課	P9

令和5年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 5 年度		結果No.	1
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	総務部 秘書広報課	
指摘・意見等の項目	職員に対する接遇研修の推進について			
指摘・意見等の内容	市役所職員においては、全体の奉仕者として市民の目線に立ち、市民の声に真摯に耳を傾け、市民または地域のために行政サービスを行わなければならないと認識している。しかしながら、職員の相談者に対する対応について、適切に行われていない場面が見受けられる。現在は、働き方改革による職員の休暇も必要とされており、担当職員の不在も往々に考えられる。その様な場合においても、業務マニュアルの活用などにより適切な対応を求めるものである。 また、市民に対し平等にサービスを行うことが前提であり、相談者に寄り添い、出来る限り適時、適切で丁寧な対応が望まれる。市民サービスの低下を招くことのないよう、常にスキル向上に努めることが必要と考える。秘書広報課においては、その一助として、職員の接遇対応を始めとする研修等を行っていただきたい。			

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	総務部 秘書広報課
措置内容等	行政サービスにおいては、市民と職員との信頼関係を築くうえで、円滑なコミュニケーションを図ることが重要であり、相手に与える印象や接し方について、令和5年度においては、若年層の職員を対象に接遇研修を実施したところである。 今後も引き続き、職員の接遇能力向上も含め、専門的知識や技術の習得、メンタルヘルスやハラスメントの防止など、市独自又は外部の研修センター等を活用しながら、職員の資質向上につながる研修を実施し、職員の人材育成に努めていきたい。

令和5年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和5年度	結果No.	2
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	健康福祉部 幼保こども園課 教育委員会事務局 学校教育課
指摘・意見等の項目	支払遅延伝票の解消について		
指摘・意見等の内容	学校、幼稚園等の各施設における支出伝票の支払期日の遅延については、個別に注意喚起を行ってきたが、未だ改善には至っていない。支払伝票は履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合には、債権者に対し催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、請求から支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられる。これらの問題に対し所管課として周知を行い、各施設の遅延伝票の解消を求める。		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	健康福祉部 幼保こども園課
措置内容等	幼保こども園課においては、本年4月の園長・所長会の機会をとらえて、各施設に対し支払遅延が生じないように、債権者との連絡調整に努めるよう周知するとともに、必要に応じて伝票を市内通送でなく直接所管課へ持ってくるよう指示するなど、今後も各施設の支払遅延伝票の解消に努める。

所属課等 (対象組織)	教育委員会事務局 学校教育課
措置内容等	令和6年度当初の学校事務担当者会において、請求が遅い場合は債権者に対し催促を行うことや、会計課締切日までに余裕がない場合は通送ではなく直接持参すること、また、請求書や伝票に不備がないか起票時に再度確認することについて、改めて周知し、注意喚起を行った。 所管課としてもこれまで以上にチェック機能を高め、支払遅延の解消に努める。

令和5年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 5 年度		結果No.	3
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部 危機管理課	
指摘・意見等の項目	地域における防災力の強化について			
指摘・意見等の内容	自主防災組織について、市内 271 組織が登録されてると確認した。しかし、その組織に対し、防災訓練等の実施に伴う経費補助を行う「自主防災組織活動補助金」の支出が令和 5 年度において、38 組織の申請のみに留まっている。毎年訓練を行っている組織もあり、そのような組織については、災害が発生した場合、一定程度の対応は可能であろう。しかし、防災訓練を実施していない組織については、十分な準備が整っていないのではないかと懸念される。災害時においては、行政機能が円滑に働かないことも想定されるため、常日頃、この補助金等を活用した訓練を実施し避難経路の確認や備蓄を行うことにより、災害発生時には市民各々が自らの命、また地域の方の命を守る行動を起こせる結果に繋がると考える。そのようなことから、現在、補助を受けていない組織に対し、状況を把握し、不足部分の補てんや活動の手助けを行い、今後起こりうる災害への自主的な備えを促していただきたい。			

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	総務部 危機管理課
措置内容等	「自主防災組織活動補助金」は、令和5年度からの新規補助制度であり、自治会長会やホームページで周知しており、今後さらに周知・啓発を行い、訓練を行う自主防災組織が増加するよう努めてまいりたい。 また、少子化や高齢化、地域の希薄化等により防災訓練の実施、自主防災組織の結成が困難な地域が存在することは認識しており、こういった地域における対策として、広域的な自主防災組織の結成に努めており、連合自治会の支会を単位とした自主防災組織の結成促進を行っていくとともに、支会単位の自主防災組織に対し、防災訓練の開催や資機材の整備等に活用できる「自主防災力強化事業費補助金」を交付することにより、防災訓練の充実を図り、自主防災組織未結成地域の防災力向上に努めているところである。 更に、自主防災組織のリーダーとなる防災士の養成については、香川大学等が実施する防災士養成講座の受講料を補助する「防災士育成支援事業補助金」を交付すると共に、市独自の防災士養成講座の開催を計画している。

措置内容等	また、危機管理課所属の危機管理アドバイザーによる出前講座を開催し、自主防災組織の結成促進、訓練内容や活動内容の助言等を行い、地域の実情や自主防災組織からの要望等を十分に把握し、自主防災組織が無理なく防災活動に取り組めるよう支援していきたい。
-------	---

令和5年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和5年度	結果No.	5
監査結果の区分	委員意見	対象組織	建設経済部 商工観光課
指摘・意見等の項目	観光事業のPR活動について		
指摘・意見等の内容	観光事業においてイベントを実施する際に、宣伝活動を行うことは事業展開を行ううえで欠かせないものである。そのため本市においても、インターネットやSNS等を利用した多様な情報発信を行い、各観光事業の認知度を高める必要がある。しかし、現在は活発な情報発信が来ているとは言い難い。今後においては、多種多様なツールを活用し、観光事業のPR活動の拡充を図っていただきたい。 また、活性化事業に取り組んでいる大串半島においては、ワイナリー等のさぬき市の特色を活かした施設があるが、これらについても積極的なPR活動を目にすることが少ないのではないかと感じる。今後においては、指定管理者への積極的なPR活動の要請は勿論のこと、ワインを使用したイベント開催の回数を増やすなど、指定管理者と協議しながら新たな試みにも挑戦していただきたい。		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	建設経済部 商工観光課
措置内容等	イベント等の情報発信については、毎月さぬき市ホームページ及び広報さぬきにおいて周知を行っている。また、さぬき市観光協会において、Instagramを始めとするSNSを活用した情報発信を行っている。その他、各種情報雑誌やイベント等紹介サイトにおいて毎年20～30件程度の掲載を行い、首都圏における特産品PRマルシェを実施するなど、積極的な本市の魅力・情報発信を行っている。今後とも様々な媒体を活用し、本市の知名度向上に向けた取組を行っていききたい。 また、大串半島については、令和5年度において、さぬきワインを用いたイベントは15回であり、内市内8回、市外7回でイベントを開催した。PR活動については、指定管理者と協議し、周知する方法やSNSの活用により、市民に目の触れる媒体を増やし発信していく。 時の納屋等の情報発信については、リニューアルしたホームページ等を活用するとともに、時の納屋を活かした観光プランの提案及びツアーの企画を検討しており、新たな顧客獲得を目指していききたい。

令和5年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和5年度	結果No.	6
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部 総務課・秘書広報課 建設経済部 都市整備課 教育委員会事務局 教育総務課
指摘・意見等の項目	時間外勤務の平準化について		
指摘・意見等の内容	月平均時間外勤務について確認したところ、特定の職員に慢性的な長時間勤務が見られた。業務の性質上、「偏り」についてはやむを得ない部分もあると認識しているが、組織管理の点においては、業務分担の平準化や業務経験の均衡化を図り、また、職員の健康管理にも留意しながら業務を遂行することが基本であると考え。個人への業務負担の増加によるストレス等により、人的リスクに繋がることの無いよう、組織として業務の遂行を行わなければならない。 以上のことから、所属長は業務係間での応援体制の強化を図ることも検討し、今以上に業務の効率化・省力化を進めていただきたい。		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	総務部 総務課
措置内容等	慢性的な長時間勤務は、職員の心身の健康障害につながりかねないため、勤務時間の実態を把握した上で、業務の再配分や応援体制の構築等を行っているところである。引き続き、業務量の削減及び効率化に取り組んでまいりたい。

所属課等 (対象組織)	総務部 秘書広報課
措置内容等	人事・給与関係業務については、繁忙期における業務分担の平準化やシステムを活用することによる省力化を図ることで、その改善に努めていきたい。 また、コミュニティ放送の番組編成関係業務については、限られた人員で対応できるよう業務量の見直しや業務の一部委託の見直しなどを検討していきたい。

所属課等 (対象組織)	建設経済部 都市整備課
措置内容等	特定の職員における長時間勤務については、業務負担が原因とした健康被害などに及ぶことから、業務の分担を進め課組織内で協力体制を整えていくこととした。

所属課等 (対象組織)	教育委員会事務局 教育総務課
措置内容等	特定の職員への業務の偏りを解消するため、令和6年4月から業務分担の一部見直しを行った。また、課内での応援体制の強化を図っていくこととする。

令和5年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 5 年度	結果No.	7
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	健康福祉部 幼保こども園課
指摘・意見等の項目	U S B の取扱いについて		
指摘・意見等の内容	実地監査において、幼稚園等でのU S B の使用簿の未整備が見受けられた。U S B については、紛失による個人情報の流出など、問題の起因となりうる可能性が高く、取り扱いには十分な注意が必要である。そのため使用簿を作成し、いつ、誰が、どのような目的で、また、どのようなデータを扱ったかなどを明確にしなければならない。そのため、幼保こども園課において、使用簿様式を作成し、各園等での統一した意識の下でU S B の取り扱いを行うよう求める。 また、一部ではあるが、U S B を個人管理するなどの不適切な取り扱いが行われており、現場において指摘を行った。これについては、実地監査箇所を含めた、市内各園、所での意識改革は勿論のこと、幼保こども園課に対しても、使用簿の年次確認などを含めた適切な指導を行うよう意見する。		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	健康福祉部 幼保こども園課
措置内容等	現在、幼稚園等においては、主に、グループウェア利用可能パソコンが1施設につき1、2台しかいないため、データを園内で他のパソコンに移し替えて利用するU S B と、給食栄養管理システムデータの受渡し用U S B を、特定の職員により毎日取り扱っている。 本年4月に統一したU S B 使用簿の様式を作成・配布し、5月から情報の移替えや受渡し時において、施設長が、管理者、用途、所在等を常に確認できる状態として運用することとした。 また、U S B 本体については、個人管理ではなく、施設長が一括管理するよう変更した。 なお、幼保こども園課において、毎年、使用簿の年次確認などを含めた適切な運用を行う。その他、他市等において情報漏洩の事案が発生した場合などにおいて、本市の情報セキュリティポリシー及び実施手順を厳守するようその都度周知を行うとともに、庁内で実施される情報セキュリティ研修の受講徹底により認識を高め、職員一人一人が統一した意識の下でU S B を取り扱うよう努める。

令和5年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 5 年度		結果No.	8
監査結果の区分	指摘注意事項	対象組織	健康福祉部 幼保こども園課	
指摘・意見等の項目	避難訓練実施に伴う報告書の作成について			
指摘・意見等の内容	実地監査において、幼稚園で行われている避難訓練に対する報告書が複数個所で作成されていない現状であった。計画書どおりに進められているためとの回答を受けた現場もあったが、当日の欠席者や天候などにより、計画に沿わない場合も考えられる。何よりも、報告書を作成することで、反省点や不足事項などが見えてくると思われ、それらを次回の訓練時に改善、反映し、実施することが可能になると考える。今後においても、子どもたちの安全を守るための策を講じることに尽力していただきたい。			

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	健康福祉部 幼保こども園課
措置内容等	これまで幼稚園では、毎月の避難訓練実施後、気づきや反省点などについて、職員会において参加職員それぞれがまとめた記録により話し合い共有していたものの、報告書の作成には至っていなかったことから、令和6年度からは、全園において、避難訓練実施後の結果（参加人数、実施時間、実施内容、反省や改善点等）を、毎月確実に報告書として作成し、次回の訓練時に反映できるようにした。 また、幼保こども園課において、毎年実施している各園訪問時の諸帳簿点検の際に当該報告書の確認を行うこととする。